



岐阜市議会議員各位

平成29年7月22日(土)		
所属・担当課	役職・担当者	電話番号
子ども未来部 子ども保育課	課長 高木、鹿野	058 265 4141 (5338、2216)
財政部 市民税課	課長 本田	(5412)

タイトル

市民税賦課誤り及び保育料の過年度還付について

ポイント

平成28年度の市民税課による賦課誤りが発覚し、過大に徴収されていた市民税額が減額・還付されたが、保育料は現年度分を還付した一方、過年度分を還付する規定が無く、平成28年度9～3月分の保育料は還付していない。

概要

平成29年度の市民税を計算する中で、平成28年度の入力誤りが判明し、直ちに修正を行い、還付の手続きを行った。

保育所の利用者負担額(保育料)は、市町村民税所得割合算額(市民税所得割額)により算定されており、参照する年度は、4～8月分は前年度、9～3月分は当該年度と規定^{*}されている。

また、保育料は、国の指針により、税の更正が分かった翌月から、更正された税額による保育料を適用し、遡及は行わないとされ、また、市町村の判断により、更正後の保育料を当該年度分は遡及して適用することは妨げないとされている。

本市の保育料については、この国の指針に基づき運用しており、過年度の保育料は還付していない。

なお、今回の事案のように、市の課税誤りにより減額となる場合については、過年度の保育料を還付できるよう関係部署と連携し、速やかに対応していく。

※ 子ども・子育て支援法施行令第4条、岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 別表